

笠松町通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 人員に関する基準（第6条・第7条）
- 第3章 設備に関する基準（第8条）
- 第4章 運営に関する基準（第9条—第24条）
- 第5章 雜則（第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）のうち、通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）及び笠松町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年笠松町告示第60号）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 通所型サービスA 第1号通所事業のうち、緩和した基準によるサービスをいう。
- （2） 利用料 法第115条の45の3第1項の規定による第1号事業支給費の支給の対象となる事業の費用に係る対価をいう。
- （3） 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり通所型サービスAの事業を行う者（以下「事業者」という。）に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る通所型サービス

Aをいう。

(4) 基本チェックリスト 地域支援事業の実施について（平成18年6月0日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙に定める地域支援事業実施要綱別添3基本チェックリストをいう。

(事業の一般原則)

第3条 通所型サービスAの指定を受けようとする者は、法人でなければならない。

2 事業者は、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 事業者は、通所型サービスAを運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、町、介護予防サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第4条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)

(3) 笠松町暴力団排除条例(平成24年笠松町条例第5号)第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(基本方針)

第5条 通所型サービスAは、その利用者が可能な限りその者の居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練であるミニデイサービス、運動又はレクリエーション等（以下「サービス」という。）を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第6条 事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、通所型サービスAの単位ごとに、当該通所型サービスAを提供している時間帯に従事者(専ら通所型サービスAの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を、当該通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が利用者(指定通所介護事業者の指定を受け、かつ、通所型サービスA及び指定通所介護の事業が同

一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所型サービスA及び指定通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上とする。

- 2 事業者は、通所型サービスAの単位ごとに、前項の従事者を、常時1人以上当該通所型サービスAに従事させなければならない。
- 3 従事者は、第1項の規定にかかわらず、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスAの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 4 前各項の通所型サービスAの単位は、通所型サービスAであってその提供が同時に1又は複数利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 利用定員11人以上かつ入浴サービスを提供する通所型サービスA事業所に限る看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)の員数は、通所型サービスAの単位ごとに、専ら当該通所型サービスAの提供に当たる看護職員が1人以上確保されるものとする。
- 6 事業者が指定通所介護事業者の指定を受け、かつ、通所型サービスA及び指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3章 設備に関する基準

(設備)

第8条 通所型サービスA事業所は、サービスを提供するために必要な場所、消防設備その他の非常災害に必要な設備、事業運営を行うために必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定するサービスを提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 事業者が指定通所介護事業者の指定を受け、かつ、通所型サービスA及び指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4章 運営に関する基準

(個別計画の作成)

第9条 第7条の管理者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスAの目標、当該目標を達成するために具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA計画を作成するものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 事業者は、利用者との契約の際に、サービス提供時間を2時間以上から利用が可能であること、本人の希望により送迎・入浴の有無を選択できること等、運営規程等の内容を説明し、同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第11条 事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

(受給資格の確認)

第12条 事業者は、通所型サービスAの提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び有効期間又は基本チェックリストの実施の有無を確かめるものとする。

2 事業者は、前項の被保険者証に介護認定審査会の意見が記載されているときは、介護認定審査会の意見に配慮して、サービスを提供するよう努めなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 事業者は、サービス提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者介護をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第14条 事業者は、サービス提供した際には、当該通所型サービスAの提供日及び内容、当該通所型サービスAについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、当該利用者ケアプランを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料の受領)

第15条 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サービスAに係る第1号事業支給費の額（当該額が現に当該指定通所型サービスAに要した費用の額を超えるときは、当該現に当該指定通所型サービスAに要した費用の額をいう。以下同じ。）から当該事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所型サービスAに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、通所型サービスAの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）の例による。

5 事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について

説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(利用者に関する町への通知)

第16条 事業者は、サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、利用者の心身機能の改善若しくは生活機能の維持向上を妨げたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費を受け、又は受けようとした場合

(運営規定)

第17条 事業者は、指定通所型サービスA事業所ごとに、次に掲げる指定通所型サービスA事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 通所型サービスAの利用定員

(5) 通所型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 送迎及び入浴サービスの有無

(7) 送迎又は入浴サービスを提供している事業所にあっては、送迎又は入浴サービスの利用について利用者が選択できること。

(8) 通常の事業の実施地域

(9) サービス利用に当たっての留意事項

(10) 緊急時等における対応方法

(11) 非常災害対策

(12) 苦情を処理するために講ずる措置の概要

(13) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第18条 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、通所型サービスAの事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、通所型サービスAの事業所ごとに当該通所型サービスAの事業所の従事者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直

接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 事業者は、従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第19条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第20条 通所型サービスAの事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情処理)

第21条 事業者は、提供した通所型サービスAに係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供したサービスに関し、町が法第115条の45の7の規定により行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力し、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業者は、町から求めがあった場合は、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第22条 事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して実施した措置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第23条 事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第9条に規定する個別計画
- (2) 第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第16条に規定する町への通知に係る記録
- (4) 第21条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第22条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第24条 事業者は、通所型サービスAを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の1月前までに、次に掲げる事項を町長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所型サービスAを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該通所型サービスAを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該通所型サービスAに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な通所型サービスA等が継続的に提供されるよう介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他の事業者その

他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第5章 雜則

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。